

1.仕様書について

質問事項	質問内容	回答
1 仕様書2 業務の目的	「国内外で様々な場面での発信・活用を想定」とあるが、主な活用先として、海外(国際映画祭、マーケット)国内(ロケ地フェア等)のどちらを優先して想定されていますでしょうか。また、重点的に誘致したい国、地域があればご教示ください。	優先・重点的に誘致したい国・地域としては、指定いたしません。福岡フィルムコミッションのHPにも掲載しますので、国内外とも広くアクセスされるものを想定しています。
2 仕様書4 業務の内容(3)撮影・映像内容	③「※メイン映像」とあるが、このメイン映像は5 分のロングバージョンの認識で、30箇所程度のロケ地を5分程度の尺の中で紹介したいという捉え方で間違いはないでしょうか。	仕様書「(3)撮影・映像内容」にある①～④(③の30箇所程度のロケ地を含む)を取り入れた5分のロングバージョンを作成したうえで、その後、内容を見て発注者と協議しながらショートバージョンを編集いただく流れを想定しております。(完成したロングバージョンの内容次第で、訴求効果に応じてショートバージョンに登場するロケ地が減る可能性はあると考えます)
3 約2分版に収録するロケ地の範囲	【該当箇所】仕様書 第4(1)・(3) ショートバージョン(約2分)はロケ地を中心にロングバージョン(約5分)を編集するとされていますが、約2分版にも約30か所の全ロケ地を収録することが必要でしょうか。約5分版で全体を紹介し、約2分版では訴求効果に応じてロケ地を選ぶ構成を提案することは可能でしょうか。	※他質問「仕様書4 業務の内容(3)撮影・映像内容」の回答をご参考ください
4 撮影対象箇所数、ロケ地調整およびドローン撮影について	仕様書に記載された約30か所のロケ地について、すべて新規撮影することが必須でしょうか。それとも、企画構成に応じた撮影箇所数の調整や、既存映像・写真素材の活用は可能でしょうか。 また、福岡市以外の16市町について、発注者側が指定する約10か所の候補地はいつ頃提示される予定でしょうか。 撮影許可、施設管理者との調整、出演者・エキストラ等の協力依頼について、発注者側から支援を受けられる範囲があればご教示ください。 併せて、ドローン撮影に最低限必要な箇所数等の基準はありますでしょうか。また、飛行許可・承認等の手続きは原則として受託者側が対応する認識でよろしいでしょうか。	・仕様書「(5)留意事項」のとおり、新規撮影を基本としつつ、必要に応じて受注者と協議のうえ、既存の映像や画像の活用も可とします。既存映像等を想定している場所があれば、提案書作成要領「1 提案書内容について」のとおり、わかるように記載してください。 また、季節等の問題で、発注者とも協議のうえ最終的に既存の映像や画像の活用することも想定していますが、約30か所のロケ地は、映画やドラマ制作者の創造を掻き立てる映像として映し出されるとともに、実際にその後、十分ロケ地として活用できる場所として報告されることを期待しています。そのためには、受託者がロケハンや撮影調整を通じて現場に赴き、よりふさわしいロケ地を見極め、新規撮影を行うことが必要と考えることから、今回の評価項目でもその姿勢を評価します(他質問「提案競技にかかる評価項目 3撮影内容・場所をご参考ください）。 ・福岡市以外の16市町については、契約後の初回協議で候補地をお示しすることが可能と考えております。 ・撮影許可、施設管理者との調整、出演者については、基本的にすべて受託者対応となります。 ・ドローン撮影に最低限必要な箇所数等の基準はありません。飛行許可・承認等の手続きはご認識のとおり受託者対応となります。
5 仕様書4(3)③について	具体的なロケ地について、約30か所想定とありますが、これとは別に学校や病院公園等のロケ地を複数紹介するというのでしょうか。	ご認識のとおりです。 学校や病院は履行期間中に撮影を行うことが難しいため、既存写真等を使用し、「福岡都市圏にはこれだけの数の学校や病院もあり、実際に撮影も行われている」という情報を映像内でPRしていただくことを考えています。
6 仕様書 4-(3)撮影・映像内容について	「福岡市以外の 16 市町のロケ地については市から指定(約10 か所想定)する」と記載がありますが、約10か所の具体的なスポットが既に決定されていたら、ご教示いただけますと幸いです。	※他質問「撮影対象箇所数、ロケ地調整およびドローン撮影について」の回答をご参考ください。

7	資料② 4-(3)撮影・映像内容について	「福岡市以外の16市町のロケ地については市から指定(約10か所想定)するため、乙によるロケ地選出は福岡市内が主となる。」とあるが、この約10か所想定については、現時点で決まっているロケ地もしくは候補地があるか。 (※企画段階では「福岡市外」はあくまでもアタリの想定としての構成となるか。)	※他質問「撮影対象箇所数、ロケ地調整およびドローン撮影について」の回答をご参考ください。
8	指定ロケ地の情報提供時期と撮影条件	【該当箇所】仕様書 第4(3)・(5) 福岡市以外の16市町について市が指定する約10か所のロケ地の一覧は、提案・見積の提出期限前に提供されるでしょうか。提供時期と、撮影可能な時期・時間帯、使用料、ドローン撮影の可否、施設窓口など、提案段階で参照できる撮影条件の範囲をご教示ください。提出期限後の提供となる場合は、見積作成時に前提とすべき条件をご教示ください。	福岡市以外の16市町のロケ地候補については、他質問「撮影対象箇所数、ロケ地調整およびドローン撮影について」をご参考ください。 福岡市内・市外において、見積作成時に前提とすべき条件に違いはありません。
9	資料② 4-(3)撮影・映像内容について	具体的なロケ地「約30か所想定」とありますが、福岡市外(16市町村)から約10か所想定とのことでしたので、福岡市内から約20か所(全体の66%、大半は福岡市内)を選出し、映像に落とし込む認識でよいか。 また、ロケ地全体の数量について、下限および上限の設定があるか。 (※例えば25か所や35か所でもよいか。どこまでの範囲を約30と想定されているか。)	大半が福岡市内という、ご認識のとおりです。 仕様書に記載の「約30か所」は現時点での想定であり、福岡市内及び福岡市外(16市町村)のロケ地数について、厳密な割合や箇所数を定めるものではありません。 また、ロケ地全体の数量について下限及び上限は設けておりませんが、本業務の目的や予算規模、映像尺等を踏まえ、効果的な映像となるようご提案ください。 審査は特に記載がない限り、企画書及び見積書を30箇所想定で確認し、詳細は契約前の協議で確認します。
10	仕様書 4-(5)留意事項について	仕様書において、協議の上で既存の映像・画像の活用も可とされていますが、福岡フィルムコミッション様が保有する既存映像・画像について、おおよその量と、二次利用に関する権利処理の状況をご教示ください。 また、受注者が保有する映像素材を活用することも可能でしょうか。	福岡フィルムコミッションが保有する既存映像・画像で、今回の映像制作に使用できるものは基本的にありません。ただし、他質問「仕様書4(3)③について」の回答のとおり、新規撮影地以外の学校や病院等の写真については、福岡フィルムコミッションからの提供を考えています。 受注者が保有する映像素材を活用することは可能ですが、著作権の帰属については仕様書「5 その他」をご参考ください。
11	仕様書 4-(5)-⑥および5-(2) BGMの権利処理について	BGMについて、甲が期間の定めなく利用できるライセンスを取得したロイヤリティフリー音源の使用は可能でしょうか。 なお、市販のライセンス音源は著作権そのものの譲渡ができないため、仕様書5(2)の著作権帰属の対象からBGMを除外する扱いでよいか、またはオリジナル楽曲の制作が必須となるか、ご確認させていただけますと幸いです。	BGMについては、本業務の目的を達成するうえで適切なものであれば、受託者が適法に利用権を取得したロイヤリティフリー音源等を使用することを可能とします。 なお、仕様書に記載する著作権の帰属については、受託者又は第三者が権利を有するBGM等の既存著作物まで著作権の譲渡を求めるものではありません。ただし、成果物については、福岡フィルムコミッションが期間の定めなく利用できるよう、必要な権利処理を行ってください。(そのため、オリジナル楽曲の制作を必須とするものではありません。)

2.提出物について

	質問事項	質問内容	回答
12	提案競技実施要項の10に関して	企画提案書等の提出について、に記入されております「正本を除き、全体にわたって参加事業者名が分からないようにすること」という部分はどのように理解すればよろしいでしょうか？正本と副本は何を変更すれば良いのか、ご教示いただけると幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。	資料3の作成要領に記載のとおり、提案書(正本・副本)において、正本の表紙にはあて名「(あて先)福岡フィルムコミッション」、表題「福岡フィルムコミッションロケーション映像制作業務委託」、提出年月日(和暦)、提案者名(企業名等)、担当者(実務責任者)名、電話番号、メールアドレスを記載してください。 副本の表紙には表題「福岡フィルムコミッションロケーション映像制作業務委託提案書」、提出年月日(和暦)のみを記載してください。 上記のとおり、参加事業者は、正本の表紙でのみ特定されることになります。

13	匿名副本PDFのファイル名	【該当箇所】実施要項 第10(1)・(4) 実施要項第10では、副本全体で参加事業者名が分からないようにする一方、各電子ファイル名は「(提案事業者名) (提出書類名)」とする指定があります。副本PDFも指定どおり事業者名を含むファイル名で提出し、審査時のファイル名の匿名化は事務局で行う、という理解でよろしいでしょうか。副本のみ別の命名が必要な場合は、その方法をご教示ください。	ご認識のとおりです。
14	副本に記載する実績情報の匿名化	【該当箇所】実施要項 第10(1)、提案書作成要領 第2 同種・類似業務の実績資料を副本に含める際、企業名・ロゴ・担当者氏名を伏せても、作品名、公開URL、映像内のクレジット等から参加事業者を特定できる場合があります。副本ではこれらも非表示とし、業務概要・担当範囲等のみを記載する必要があるでしょうか。実績の確認に必要な情報を残すための記載方法をご教示ください。	記載がまぎらわしく申し訳ありません。「正本」「副本」は「提案書」に係ります。よって、「提案書(正本・副本)」「見積書」「実績がわかる書類」をご提出いただき、「実績がわかる書類」は参加事業者が特定できるもので構いません。「見積書」「実績がわかる書類」は、原本を持参または郵送するとともに、電子データを送付してください。
15	見積書と実績資料の20ページ上限への算入	【該当箇所】実施要項 第10(1)、提案書作成要領 第2 提案書作成要領の「上限20ページ(表紙・目次・白紙ページを除く)」について、実施要項第10により提案書と一つにまとめる見積書および同種・類似業務の実績資料のページも算入する必要があるでしょうか。それとも、20ページは提案書本文のみの上限でしょうか。	20ページは提案書本文のみの上限です。
16	一次審査の内容について	参加申し込み(期限:11月2日)の段階で提出する企画書には、参考となる画像だけではなく、映像(イメージ)も提出可能か。もしくは映像の提出は二次審査以降となり、一次審査は純粋な企画(構成・イメージ画像)のみでの審査といった認識でよいか。	映像は二次審査のみ使用可です。参加申し込みの段階では提出しないでください。

3.成果物の仕様・納品について

	質問事項	質問内容	回答
17	映像制作仕様、中間確認および修正対応について	納品映像の解像度(フルHD/4K等)、フレームレート、音声仕様について、指定または推奨基準はありますでしょうか。 また、英語字幕の翻訳・ネイティブチェック等は受託者側で実施する必要がありますでしょうか。 制作途中の確認・修正について、想定される確認段階および修正回数の目安をご教示ください。 併せて、当初合意した企画・構成から大幅な変更が生じた場合や、追加撮影・撮り直しが必要となった場合、契約金額や履行期間について変更協議を行うことは可能でしょうか。	・現時点で、解像度、フレームレート及び音声仕様に関する指定はありません。本業務の目的を達成するうえで適切な品質を確保したうえでご提案ください。なお、詳細な仕様については、契約締結後に協議のうえ決定します。 ・字幕翻訳及びネイティブチェック等は受託者側で実施してください。 ・現時点で確認段階や修正回数の上限等は定めておりません。受託者決定後、業務スケジュール及び制作工程を協議のうえ決定する予定ですが、一般的には企画構成、編集途中及び完成前の段階において内容確認を行うことを想定しています。(委託期間中、平均して週に1度のWeb協議等を想定していただければと思います。) ・契約締結後に、発注者及び受託者双方の責によらない事情により業務内容の変更が必要となった場合は、契約書(案)の規定に基づき、必要に応じて協議を行います。なお、契約金額及び履行期間の変更については、変更の内容や必要性等を踏まえ、個別に判断します。
18	仕様書 4-(6)-①納品物について	撮影および納品時の解像度(4K/フルHD)、フレームレート(1秒あたりのコマ数)について指定はございますでしょうか。 また、WMV形式は高解像度(4K)での再生に適さない場合があるため、WMV形式はパソコン等での視聴用として、フルHDでの納品で差し支えないでしょうか。	撮影時及び納品時の解像度、フレームレートについて、現時点で指定はありません。なお、仕様書に記載のとおり、成果物はWMV形式での納品を求めています。解像度等の詳細な仕様については、本業務の目的を達成するうえで適切な品質を確保することを前提に、契約締結後に協議のうえ決定します。 したがって、WMV形式による納品については、フルHDを含めた適切な品質での納品を妨げるものではありません。

19	仕様書 2および4-(6)-①-イ サムネイル画像およびガイドブック用写真について	サムネイル画像は1ロケ地あたり何枚程度を想定されていますでしょうか。 また、業務の目的に「撮影時の写真を使用したガイドブック作成」とありますが、動画からの切り出し画像で足りるのか、印刷に耐える解像度のスチル写真を別途撮影する必要があるのか、ご教示いただけますと幸いです。	サムネイル画像についてロケ地ごとの枚数の指定はありませんが、1ロケ地あたり1～3枚を想定しています。動画から切り出した画像又はスチル写真等、ガイドブックでの活用に支障のない品質の画像データを納品してください。
20	提案書作成要領 1提案書内容について (1)映像全体構成・撮影内容について	イの各ロケ地複数枚ずつのサムネイル画像データ式 とあるが 2業務の目的に掲載の「撮影時の写真を使用したガイドブック作成」用の写真として使用予定か。 動画とは別に写真撮影が必要か。データサイズの指定はあるか。	他質問「仕様書 2および4-(6)-①-イ サムネイル画像およびガイドブック用写真について」の回答をご参考ください。

4.再委託・参加資格について

	質問事項	質問内容	回答
21	外部スタッフ・協力会社の起用および制作体制について	契約書(案)第5条に関連して、ドローン撮影、撮影助手、制作進行、翻訳・字幕制作等の専門業務について、事前承諾を得たうえで外部スタッフや協力会社へ委託することは可能でしょうか。 また、再委託が認められない「業務の全部又は主たる部分」の具体的な範囲、および事前承諾に必要な手続きについてご教示ください。 併せて、提案書には協力予定者・協力会社の実績を記載し、契約締結後に正式な委託手続きを行う形でも差し支えないでしょうか。	本業務における「業務の全部又は主たる部分」とは、企画立案、全体統括、制作管理その他受託者として果たすべき中核的な業務を想定しており、これらを一括して再委託することは認められません。 契約は契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で契約の履行確保を図るものであるため、委託業務は、本来、受託した事業者が自ら履行すべきものとなります。 また、再委託を行なうことは、事故が発生するリスクの増大や、事故発生時の責任の所在が不明確になることなどが懸念されるため、安易に再委託が行われないように留意する必要があります。 そのうえで、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び所在地並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約予定金額について記載した書面を提出し、その範囲、合法性、福岡市競争入札参加停止等措置要領による再委託の相手方の確認、及び業務遂行能力を受注者により審査したうえで、適当と認められる場合に書面にて承諾を行うものとしております。再委託先との契約はその後でも構いません。 もし業務の一部を外部発注することが前提であれば、提案書及び見積書において再委託の範囲や費用がわかるように記載してください。提案書に記載する実績は、原則として提案者自身の実績としてください。(協力予定者又は協力会社の実績は評価対象としません。)
22	専門業務の一部再委託に関する承諾 手続	【該当箇所】契約書案 第5条、仕様書 別紙第10項 撮影調整、ドローン撮影、翻訳・ネイティブチェック等の専門業務の一部を外部協力者に委託する場合について、再委託が禁止される「主たる部分」の判断基準と、提案書に記載すべき事項をご教示ください。また、再委託前の承諾申請の様式・必要書類・提出時期、および個人情報・情報資産の取扱いを含む場合に仕様書別紙第10項の書面承認を併せて申請できるかをご教示ください。	業務の主たる部分とは企画立案、全体統括、制作管理等を指します。 契約後、再委託を行う前に発注者との協議及び承認が必要です。 承諾申請の様式等はありませんが、必要書類も含め、発注者が必要と認めるものを、協議内容によりお示しします。 再委託先の個人情報・情報資産の取扱いを一律で禁じるものではありませんが、発注者との協議のなかで、再委託先での取り扱いの順守責任やその保証方法を確認することになります。 ※その他の再委託については、他質問「外部スタッフ・協力会社の起用および制作体制について」の回答をご参考ください。
23	仕様書 別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」10および同チェックリスト1④業務の一部の再委託について	撮影・編集等の制作業務、ドローン撮影、字幕翻訳・ネイティブチェック、楽曲制作など、業務の一部を外部の事業者に再委託することは可能でしょうか。 可能な場合、再委託できない範囲(業務の主要部分等)の定めの有無と、市への承認手続きの方法および時期(提案書の実施体制に明示すれば足りるか、契約後に個別の申請が必要か)をご教示ください。	※他質問「外部スタッフ・協力会社の起用および制作体制について」をご参考ください。

24	個人事業主の参加資格および審査評価について	本提案競技について、個人事業主が代表者兼制作責任者として企画・演出・撮影・編集等を担当し、必要に応じて外部スタッフや協力会社を起用する体制での参加は可能でしょうか。 また、法人格の有無、従業員数、事業規模等によって、個人事業主が法人と比較して審査・評価上不利となる条件や基準はありますか。 併せて、「同種または類似業務の実績」について、個人事業主としての制作実績や、過去に所属・協力した制作会社等で本人が担当した業務実績も評価対象となるでしょうか。	個人事業主が代表者兼制作責任者として本業務を実施し、必要に応じて外部スタッフ又は協力事業者を活用する体制で参加することは、実施要項に定める参加資格等を満たしている場合には可能です。 また、審査においては、法人格の有無、従業員数、事業規模等のみをもって有利又は不利に取り扱うことはありません。提案内容、実施体制及び業務遂行能力等を総合的に評価します。 なお、「同種又は類似業務の実績」については、提案者自身の実績を対象とします。個人事業主である提案者本人が過去に担当した業務実績については、当該業務への関与内容が確認できる場合に限り、実績として記載することを妨げません。ただし、提案者本人の関与が確認できない法人等の実績については、提案者の実績として取り扱いません。
----	-----------------------	---	---

5. 契約・諸手続きについて

質問事項		質問内容	回答
25	外部協力者による応募手続補助と委任状	【該当箇所】実施要項 第9(1)⑥、様式2-2 応募法人の代表者が申込・契約の意思決定および記名押印を行い、外部協力者が書類作成・提出・事務連絡のみを補助する場合、様式2-2の委任状は必要でしょうか。また、案件に係る取引の代理権を付与する場合、応募法人との雇用関係がない外部協力者を同様式の受任者とすることは可能でしょうか。可能な場合の必要書類・条件をご教示ください。	応募法人の代表者が本提案競技への参加申込み及び契約締結に係る権限を有し、申込書類等への記名押印を行う場合は、書類作成の補助、提出手続又は事務連絡のみを外部協力者が行う場合であっても、様式2-2による委任状の提出は不要です。 一方、提案競技への参加申込み、契約締結その他案件に係る権限を応募法人の代表者以外の者に委任する場合は、実施要項に定める委任状の提出が必要です。 受任者が応募法人の役員又は従業員であることは要件としておりませんので、外部協力者を受任者とすることも可能です。
26	外部協力者のプレゼンテーション参加	【該当箇所】実施要項 第11(2) 応募法人の実務責任者が出席し、出席者計3名の範囲内で、応募法人との雇用関係がない外部協力者が所属を明示したうえで同行し、一部説明および質疑応答を担当することは可能でしょうか。可能な場合、氏名・所属・担当する説明内容の事前届出の要否、方法および期限をご教示ください。	プレゼンテーション及び質疑応答は、提案内容の説明及び業務遂行能力の確認を目的として実施するため、出席者は提案者に所属する役員又は従業員としてください。
27	本案件の契約保証方式と免除確認手続	契約書案頭書の契約保証金欄が未確定となっています。本案件で予定されている契約保証の方式と、その決定時期をご教示ください。第3条に規定される、金銭的保証を指定した場合の履行保証保険による納付免除のほか、本案件で利用できる免除制度はあるでしょうか。ある場合は、適用要件、個別の適用確認に必要な資料および申請時期をご教示ください。	法人・個人に関わらず、契約金額が300万円を超える場合、原則として履行保証が必要となります。契約金額の100分の10(円未満の端数切り上げ)以上を契約の締結期限日(原則として、落札日から起算して6日(土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く。)目)までにいただきます。 方法としては、現金での契約保証金の納付、有価証券の提供、金融機関又は保証事業会社の保証書の提出、公共工事履行保証証券の提出、保険会社が発行する履行保証保険証券の提出等があります。還付や提出物の返却等は、履行完了後の検査に合格した後となります。 免除につきましては、福岡市契約事務規則第25条(契約保証金の全部又は一部の免除)を準用し、「過去5年の間に国、地方公共団体又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号の公共法人若しくはこれと同等と認められる団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」免除することが考えられます。
28	契約保証金、委託料の支払条件および成果物の利用について	契約書(案)第3条に記載された契約保証金について、個人事業主が受託する場合の免除要件、保証保険等による代替方法、および保証金が必要となる場合の納付・返還時期についてご教示下さい。 また、委託料は業務完了・検査後の一括払いとなるでしょうか。撮影や外部スタッフ等の先行費用が発生するため、前払金または進捗に応じた部分払いの可否、および支払時期についてもご教示下さい。 併せて、完成した映像について、事前承諾を得たうえで受託者自身の制作実績・ポートフォリオ等に掲載することは可能でしょうか。	委託料の支払いについては、契約書(案)第22条の規定に基づき、業務完了後の検査に合格した後を予定しています。前払金及び部分払いは予定していません。 本業務の成果物に係る著作権は仕様書及び契約書(案)の定めによります。受託者が成果物を制作実績として使用する場合は、発注者の事前承諾を得ることを条件として認める予定です。利用の範囲、時期及び方法等の詳細については契約締結後に協議します。 ※契約保証金については、別質問「本案件の契約保証方式と免除確認手続」をご参考ください。

6.提案競技について

	質問事項	質問内容	回答
29	提案競技にかかる評価項目 3撮影内容・場所	「(3)撮影場所の発掘や～十分な新規撮影箇所が撮られているか。」について、サイトに掲載されているスポット以外の新たなスポットの提案やその新スポットの撮影を新規で行うことが評価の対象である、という理解でお間違えないでしょうか。	評価項目における「十分な新規撮影箇所が撮られているか。」とは、既存の映像素材等ではなく、本業務において実施する撮影により、ロケ地の魅力を効果的に発信できる内容となっているかを評価する趣旨です。 したがって、福岡フィルムコミッションのウェブサイト等に掲載されていない新たなロケ地の提案を妨げるものではありませんが、新たなスポットの提案や撮影自体を評価の目的とするものではありません。 なお、ロケ地の選定については、本業務の目的に照らし、映像全体の構成や訴求力等を総合的に評価します。
30	ロケ地について	現在、「福岡フィルムコミッション」公式HPに掲載されている「ロケ地MAP」以外の場所での新規撮影提案につきまして、一時審査の段階でも、実際に撮影許可を得た場所でないといと提案不可となるか。 (構想だけではなく、実現可能レベルでの提案が一次審査の対象となるか。) また、現在HP(ロケ地MAP)に掲載されている場所についても、実際の撮影時および二次審査用の映像撮影時には、当社から撮影許可を改めて得ることが必要か。 ※あらかじめ先方にご紹介していただくことは可能でしょうか。	提案時点で撮影許可の取得までは求めません。 現在HP(ロケ地MAP)に掲載されている場所についても、実際の撮影時には受注者からの撮影許可手続きが必要です。(二次審査用の映像撮影を新規で行われる場合も、同様です) 福岡フィルムコミッションから撮影場所への紹介は、場所によって行うこともありますが、提案競技時点では、基本的にない前提でお考えください。